

## 平成24年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498,594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,677,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年9月4日 提出

新居浜市長 佐々木 龍

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		60,000	8,110	68,110
	1. 地方特例交付金	60,000	8,110	68,110
10. 地方交付税		5,647,000	378,580	6,025,580
	1. 地方交付税	5,647,000	378,580	6,025,580
14. 国庫支出金		6,668,185	12,673	6,680,858
	1. 国庫負担金	5,001,989	12,673	5,014,662
15. 県支出金		2,870,274	20,774	2,891,048
	2. 県補助金	922,166	20,774	942,940
18. 繰入金		3,425,609	△23,877	3,401,732
	1. 基金繰入金	3,425,609	△23,877	3,401,732
19. 繰越金		1,100,000	71,213	1,171,213
	1. 繰越金	1,100,000	71,213	1,171,213
20. 諸収入		1,774,305	17,321	1,791,626
	4. 雑入	649,393	17,321	666,714
21. 市債		4,895,600	13,800	4,909,400
	1. 市債	4,895,600	13,800	4,909,400
歳入合計		47,178,638	498,594	47,677,232

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		6,602,139	2,583	6,604,722
	2. 徴税費	515,478	2,583	518,061
3. 民生費		17,644,953	18,751	17,663,704
	1. 社会福祉費	8,017,677	△3,077	8,014,600
	2. 児童福祉費	7,144,191	21,828	7,166,019
4. 衛生費		4,879,681	97,685	4,977,366
	1. 保健衛生費	1,270,431	57,685	1,328,116
	3. 下水道費	1,651,488	40,000	1,691,488
6. 農林水産業費		534,815	61,642	596,457
	1. 農業費	368,842	60,642	429,484
	2. 林業費	114,728	1,000	115,728
7. 商工費		1,649,413	3,500	1,652,913
	1. 商工費	1,649,413	3,500	1,652,913
8. 土木費		4,538,210	215,573	4,753,783
	2. 道路橋りょう費	926,329	200,000	1,126,329
	6. 住宅費	245,336	15,573	260,909
9. 消防費		1,461,333	1,748	1,463,081
	1. 消防費	1,461,333	1,748	1,463,081

歳 入 歳 出 予 算 補 正

( 歳 出 )



第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
コンビニ収納代行委託	平成25年度から平成27年度まで	1件当たりの単価に収納取扱件数を乗じて得た額及び月額基本料金

債権者	債権内容	債務者	債権の内容及び担保の有無
株式会社 〇〇〇〇	〇〇〇〇	株式会社 〇〇〇〇	〇〇〇〇

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年道路橋りょう災害復旧事業	千円  11,600	(1) 普通貸借又は証券発行による。  (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	11,600	—	—	—

<p>当年度起債の目的別内訳</p>	<p>起債の償還方法別内訳</p>	<p>起債の償還期限別内訳</p>
--------------------	-------------------	-------------------

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
林業施設災害復旧事業	千円 2,600	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 4,800	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	4,895,600	—	—	—	4,897,800	—	—	—

（注）本表は、地方債の発行に当たっての利率見直し等に関する事項を記載するものである。利率見直し等に関する事項は、地方債の発行に当たっての利率見直し等に関する事項を記載するものである。

本表は、地方債の発行に当たっての利率見直し等に関する事項を記載するものである。利率見直し等に関する事項は、地方債の発行に当たっての利率見直し等に関する事項を記載するものである。